

議案第 9 号

亀山市国民健康保険税条例の一部改正について

亀山市国民健康保険税条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 26 年 2 月 27 日 提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部を次のように改正する。

第17条の見出しを「（納期等）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 納期ごとの分割金額に100円未満の端数がある場合又は当該分割金額の全額が100円未満である場合は、その端数金額又は当該分割金額の全額は、全て最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の亀山市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。